

表1 審査業務における行動

(1)	機構が定める譲渡債権適格基準の確認を行うこと。
(2)	<p>次のような場合には買取申請を行わないこと。</p> <p>ア 申込人が住宅ローン債権売買基本契約証書（第10-1号書式又は第10-2号書式）別添の金銭消費貸借契約証書（以下「金消契約」という。）第3条（期限前の全額返済義務）第1項の(2)に定めるところの借入金を住宅取得目的以外に使用することのないように住宅取得価額の妥当性の確認を行い、その結果、住宅取得価額の妥当性に合理的な疑いがある場合</p> <p>イ 申込人が金消契約第3条（期限前の全額返済義務）第1項の(5)に定める返済困難とならないように返済能力及び信用確認を行い、その結果、返済の確実性に合理的な疑いがある場合</p> <p>ウ 申込人又は抵当権設定予定者が金消契約第16条（反社会的勢力の排除）第1項の(1)から(6)までに定める暴力団等の反社会的勢力に該当するか否かの確認を行い、その結果、反社会的勢力に該当する場合</p>
(3)	借入金を住宅取得目的以外に使用する等の住宅ローン詐取を未然に防止するため、工事請負契約書等の原本確認、住宅取得価額の妥当性の確認その他の必要な審査を行うこと。
<p>〈参考〉 金消契約の関係条文抜粋</p> <p>第3条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1 債務者は、債務者（債務者又は連帯債務者のいずれか一人）について次の(1)から(12)までのいずれかに該当し、又は抵当権設定者について(12)に該当し、貸主が債務者に書面により返済請求を発したときは、債務者に請求が到達した日にこの契約に基づく債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 借入金を借入要項で定めた借入金の用途以外の用途に使用したとき。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 6か月以上毎回の元利金の返済をしなかったとき又は正当な理由がなくて毎回の元利金の返済を怠ったとき。</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>第16条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 債務者又は抵当権設定者は、暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと及び次の(1)から(6)までに掲げる関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても暴力団員等に該当せず、当該関係をもたないことを確約します。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係</p> <p>(5) 暴力団員等を従事者とする関係</p> <p>(6) その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係</p>	